安来市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１６日

安来市長　田中武夫

安来市規則第３０号

安来市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の一部を改正する規則

安来市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（平成１６年安来市規則第１０２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第６条の２第４項」を「第６条の２第６項」に、「の処分の方法は、法第６条の２第２項及び同条第３項」を「は同条第２項及び第４項」に、「行い」を「処分し、」に、「納入しなければならない」を「分別して保管し、次に掲げるとおりとする」に改める。

第６条第１項中「同条第３項」を「第４項」に改める。

附　則

この規則は、令和８年９月１６日から施行する。